



## 役員の改選に係る注意点と事務処理について

### Question

今年度、20年代表理事を務めた組合員が役員を退任することとなりました。役員改選期に必要な注意点と事務処理について教えてください。

### Answer

#### ○役員になれる人なれない人

まず、理事になることができる人について説明します。

組合員が会社なら会社の役員（取締役・監査役等）が組合の理事になれます。個人事業者なら代表者だけが理事になれます。このように組合員から選ばれている理事を「正規理事（員内理事）」といいます。

また、定款に明記していれば、広く外部の意見を聞くためや組合の業務に専従している者を理事にするため、親会社の社員や専従の事務局長など組合員以外の者も理事総数の三分の一まで理事に選ぶことができます。これらの理事は「員外理事」といいます。

中小企業等協同組合法（以下「組合法」と言う）第37条は、役員の兼職禁止について規定し、役員が一定の職を兼務し、それと固定的な関係に立つことを禁止しています。具体的には、理事又は組合の使用人は監事になれないこと、組合の事業と実質的に競争関係にある事業であって、組合員の資格として定款に定められる事業以外のものを行う者は理事になれないということです。

#### ○役員改選後の手続きについて

役員改選後には、決算期に毎年所管行政庁へ提出しなければならない決算関係書類の他に役員変更届書を、変更のあった日（事実の発生した日）から2週間以内に、以下の書類を添付し、当該組合の認可行政庁に提出しなければなりません。

- ①変更した事項を記載した書面（変更前と変更後の新旧対照表を記載する）
- ②変更年月日及び理由を記載した書面
- ③役員変更が役員の選挙又は選任によった場合には、総会又は総代会の議事録と理事会議事録（謄本可）。（ただし、通常総会において新たな役員を選挙又は選任した場合の総会議事録は、総会議事録を添付した決算関係書類提出書と同時に提出するため省略可）

なお、役員が一人も変更がなかった場合は提出する必要はありませんが、通常総会や臨時総会での全役員の改選や一部役員の補充、理事会での代表理事や副理事長等の役付理事の選定等の場合があり、いずれの場合も役員変更届書を提出しなければなりません。

#### ○代表理事の登記について

このほかに法務局へ代表理事の登記を行う必要があります。（代表理事に変更がない場合も、任期満了ごとに必要です）

代表権を有する者に関しては、氏名、住所及び資格が登記事項とされていますから、これらの事項に変更があったときは主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地では3週間以内に変更の登記をしなければなりません。

法務局への登記には、以下に記載した書類が必要となります。

- ①変更登記申請書
- ②定款
- ③総会議事録
- ④理事会議事録
- ⑤就任承諾書（総会、理事会議事録を援用する）
- ⑥辞任届（辞任の場合）または死亡診断書（死亡した場合）
- ⑦新理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事として残らなかった場合、残った場合は新代表理事のみ）
- ⑧委任状（代表理事本人以外の方が申請する場合）
- ⑨印鑑（改印）届書（代表理事が新たに変わった場合）

また、改選により代表理事が退任し、理事としても残らなかった場合は、理事会議事録に新理事個人全員の実印を押印する必要があります。

なお、登記を怠った場合は（提出期限を大幅に過ぎた場合）組合法第115条第2号により、20万円以下の過料に処されますので、ご注意下さい。